

介護保険について

- 「薬を飲み忘れてしまうことがあり、薬の管理が大変」
 - 「自宅でもリハビリを続けたい」
 - 「買い物に行くのが大変になった」
 - 「ベッドや歩行器、手すりなど準備したい」
 - 「具合が悪いときに相談できる先があれば安心」
- など、心不全治療後の生活で困っていること、不安はありませんか？



心不全の再発防止には、治療後も自己管理をしっかりとしていくことが大切なポイントになります。介護保険サービスは、薬の管理や食事面のサポート、退院後も引き続き行えるリハビリテーション、家事支援や身体介護など介護を必要とする方の生活をサポートし、また、その家族が抱えている不安や負担を軽減し支えることを目的としているサービスです。介護保険サービスを利用するには、以下の対象者で、申請手続きを行い、要支援、要介護認定を受けた方が対象となります。



○介護保険の対象者

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
- 40～64歳の医療保険に加入し、加齢に伴う病気が原因で支援が必要な特定疾病の方※(第2号被保険者)

特定疾病の一覧(16疾患)

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| ①がん(末期) | ⑦進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 |
| ②関節リウマチ | ⑧脊髄小脳変性症 | ⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞等) |
| ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) | ⑨脊柱管狭窄症 | ⑭閉塞性動脈硬化症 |
| ④後縦靭帯骨化症 | ⑩早老症(ウェルナー症候群等) | ⑮慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎等) |
| ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑪多系統萎縮症
(シャイ・ドレーガー症候群等) | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う
変形性関節症 等 |
| ⑥初老期における認知症
(アルツハイマー病、脳血管性認知症等) | | |

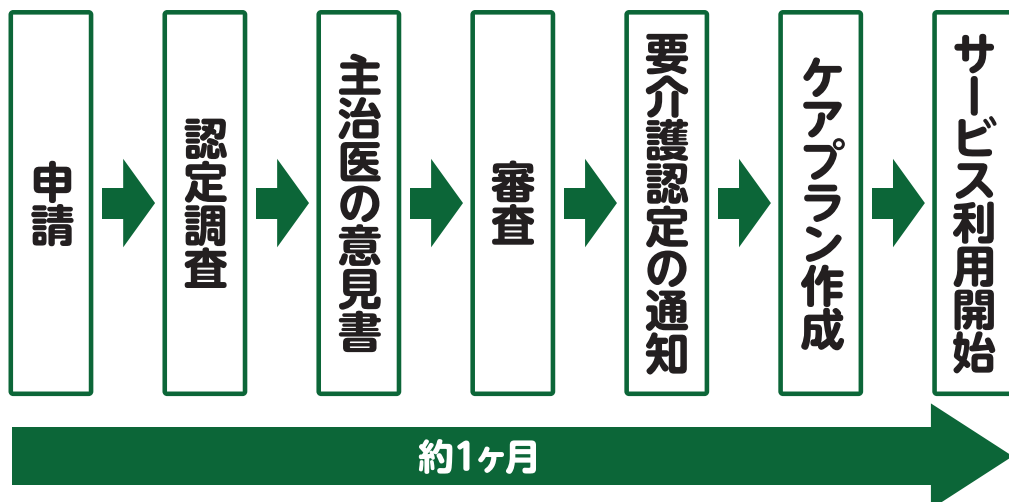
○相談窓口

お住まいの地域の「地域包括支援センター」か「市町村の介護保険担当係」に相談しましょう。地域包括支援センターには介護の専門家(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど)がおり、専門的な相談に乗ってくれます。病院なら、主治医や病院内の相談室または医療相談室などに相談することもできます。



○申請手続きについて

介護保険サービスを利用するには、お住まいの市町村の介護保険担当窓口での申請手続きと介護認定が必要です。申請からサービス利用までには、1ヶ月前後の時間がかかります。



○介護度の状態の例

要支援1	日常生活の能力はあるが、要介護状態とならない支援が必要
要支援2	日常生活の一部介助が必要で、要介護状態とならない支援が必要
要介護1	立ち上がり、歩行等が不安定で排泄、入浴に一部介助が必要な状態
要介護2	立ち上がり、歩行等が自力では困難な場合が多く、排泄、入浴などで一部または全介助が必要な状態
要介護3	立ち上がり、歩行等が自力ではできず、排泄・入浴に全面的な介助を要する状態
要介護4	日常生活の能力が低下しており、排泄・入浴などで全介助が必要な場合が多い状態
要介護5	日常生活の能力が著しく低下しており、全介助が常時必要で意思伝達も困難な状態
非該当	社会的支援を必要とするには至っていない(自立)

○介護認定を受け、要支援1・2と認定された方は、

利用者の心身の状況を把握し、本人、家族、ケアマネジャーでケアプランを作成していきます。

お住まいの地域包括支援センターへ依頼

地域包括支援センターのケアマネジャーに介護予防サービス計画書(ケアプラン)の作成を依頼します。

介護予防サービスの利用

ケアプランに基づいて介護予防サービスを利用します。



○要介護1から5と認定された方は、

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに介護サービス計画書(ケアプラン)の作成を依頼する。

ケアプランの作成

利用者の心身の状況を把握し、本人、家族の希望も踏まえ必要なサービスを一緒に考えケアプランを作成します。

※介護保険施設やグループホームに入所・入居する場合は、施設へ直接申込み、施設がケアプランを作成します。

○介護サービスの利用者負担

サービスを利用したら、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合は、1割、2割または3割です。在宅サービスでは、

1ヶ月に利用できる金額の上限が介護度毎に設定されています。

→詳しくは、お住まいの市町村に確認ください。

※ケアプラン作成費の本人負担はありません。



利用できるサービスの種類

自宅へ来てもらい利用できるサービス

訪問介護	ヘルパーが自宅を訪問し、日常生活の支援を行います。
訪問看護	看護師が自宅を訪問し、療養上の支援を行います。
訪問入浴介護	移動入浴車を利用し、入浴介助を行います。
訪問リハビリテーション	リハビリテーションの専門スタッフが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師等が自宅を訪問し、療養生活の助言を行います。

施設などに通所し利用できるサービス

通所介護 デイサービスへ通い、食事、入浴の提供と生活の介護を行います。

通所リハビリテーション 病院・診療所や介護老人保健施設へ通い
リハビリテーションを受けます。



短期間の宿泊ができるサービス

短期入所生活介護 施設に短期間宿泊し、介護やリハビリテーションなどを行います。

短期入所療養介護 介護老人保険施設などに短期間宿泊し、介護やリハビリテーションなどを行います。

自宅環境を整えるサービス

福祉用具貸与 特殊ベッドや車椅子などの福祉用具のレンタルを行います。

特定福祉用具販売 排泄や入浴などに使用する福祉用具の販売を行います。

住宅改修 居宅に手すりの取付け、段差解消等小規模な回収を行います。



上記の他、施設等へ入所することができるサービスなどがあります。

施設の形態が分かれており、担当ケアマネジャーへ相談したり、施設側に問い合わせ頂けます。

できる限り自立した生活を送るために、介護保険サービスを利用しましょう。

